

平成 27 年度、入園説明会および要綱作成へ向けて、東村山市への質問事項

既に、在園児保護者、また、入園検討市民より多くの質問を受けていますが、9 月に入ると入園に関する文書、または、入園説明会を行わなければなりません。

未確定事項は多いと思われませんが、その上で、ある程度の方向性を説明しようと考えています。

いくつか確認しておきたいことがありますので、下記に記します。

- まず、現行、幼保連携を運営する中で、幼保各々が重ねてきた歴史や役割を大きく混乱させることなく移行するためには、下記表の経過をもって移行する事が好ましいと考えています。

H26	幼保連携型認定こども園(認可幼稚園+認可保育園)	
H27-①	私学助成の幼稚園	+ 保育所型認定こども園
H27-②	幼稚園型認定こども園	
H?	幼保連携型認定こども園(新制度)	

- まず、①の形態は可能でしょうか？

私学助成の幼稚園を望む理由は、新制度におきましては、未だ運営費の確定・上乗せ徴収の確定・詳細な要項確定等を行うことが出来ない為、園児募集並びに入園受付の際、要綱を提示することが出来ません。いわゆる、適切な契約が不可能という事です。ですので、新制度上の前年度実績を踏まえ要綱作成が可能となるまで、大きな混乱やトラブルを防ぐためにも、H27 年度におきましては、今年度同様の運営形態を希望するものです。

また、保育所型認定こども園側の園児やご家庭に対する変化や混乱は、保護者負担やカリキュラムなどの点においても大きな変動はないため、極めて少ないものと分析しています。いかがでしょうか？

- また次に、仮に上記への移行が不可能であるならば、②の「幼稚園型認定こども園+保育所型認定こども園」での併設という形となりますが、都への確認をもって可能であると頂き、こちらも認識しています。

このケースへ移行した場合に関しても、幼保連携に対する大幅な減収見込みの改善を待つため(参考資料:「新制度対比表」「対比根拠の予算書」)、加えて、幼保各々は教育と保育の充実は確保しつつ、別紙「幼保連携並列型施設の置かれている現状(報告)」内容にある懸念に対しても順次穏やかな移行措置をとれるため、いずれ幼保連携へと移行する事を考えても、過去の負担額の相違、物品・制服の相違、保護者思想、そのあたりの均一化を行うことが出来る期間としての、弾力的な移行方法として適切な形態だと考えられます。

➤ その場合(①が認められない場合、②のケースにおいて)、幼稚園側での確認事項を下記にあげます。

◇ 1号児・2号児の保育料は、いくらになりますか？

◇ 上乗せ徴収内容と額を算定するため、実際に支払われる運営費の試算をお願いします。

- 特に上記 2 点は、国からも指導されていますが、園選びの際、また、入園申込み、契約の際に提示すべき内容と考えていますので、回答、もしくは不可能であれば、その時期を明確にお知らせくださいませ。その旨、保護者にお伝えします。

- その他

- 幼稚園側、保育園側の、1号・2号・3号児それぞれの定員設定は、施設環境をもって設定可能でしょうか？
- 「幼保連携、普及・推進・運営補助」「認定こども園、普及・推進・運営補助」など、現状の地域格差や保護者負担からの乖離の防止策として、各地方行政官にある現状との差異を埋めるために必要な措置と考えられる、市独自の予算措置など行う考えはありますか？

※都や国よりの通知さえ確定していない要項が多々あり、間に挟まれた市としても回答困難な状況はご察しします。しかしながら、施設として告知しなければならない内容でありますので、できる限りのご回答、または、方向性だけでもお知らせください。また、具体的な回答の文書を記して頂ければ幸いです。

平成 26 年 8 月 16 日
東村山むさしの認定こども園
学園長・野澤貴春